

All Japan Educational Model United Nations



United Nations
General Assembly
1st Committee (DISEC)

EIGHTIETH UNITED NATIONS GENERAL ASSEMBLY FIRST COMMITTEE

A/80/1/WP.x

Agenda item: AIと軍事 (AI and the military)

2025年8月4日

Sponsor: Argentina, Burkina Faso, Estonia, Ethiopia, Fiji, Indonesia, Italy, Lebanon, Niger, Panama, Republic of Korea

第80回国連総会第一委員会は、

非致死用途を含む平和目的の生成AIの活用における国際協力を促し、

全ての兵器は、国際人道法・人権法に則って使用されるべきであることを確信し、

LAWSの国際的に統一された認識が存在しないことを憂慮し、

人間の介入なしに人命に関わる判断を下すAI兵器は、国際人道法の原則に反し、完全に防がれるべきものであることを認識し、

AIがSNS投稿、写真、音声、検索履歴などのビッグデータを使って学習・予測を行う過程で、本人の知らないうちに個人の顔、声、位置情報、趣味嗜好などが使われ、プライバシーが侵害されるリスクがあることを認識し、

AIの結論の判断根拠や仕組みが人間には理解することができず、使用者または開発者が説明責任を果たすことができないことを認識し、

人間社会のデータから学習するAI特定の属性をもつグループに対して差別的な傾向を含み、公平な判断を行うことができないことを認識し、

軍用AIの使用によって、国家間の緊張や報復行動に発展するリスクがあることを認識し、

生成AIはさまざまな人物の関与によって構成されていることを認識し、

新機関の設立は、現存の機関よりもAIに特化した機関であり、「意味ある人間の関与」を重要視していることを認識し、

1. LAWSとは、人間に危害を与える判断をするAIのことであると認識し；
2. 軍用AI(LAWS)を、UNOCTが主体となって作成した国際法によって完全禁止することを断言し；
3. 生成AIに関して、以下の5段階に分類してリスクベースで規制を行うことを要請し：
 - a. 禁止すべきリスク(道徳的・倫理的に問題があり、国際法上・倫理上許されないAI利用)：
 - i) 社会信用システム、違法な監視・強制的な行動操作を行うAIなどが該当する、
 - ii) 国際法として全面禁止とし、違反した際には制裁措置が取られる；
 - b. 極高リスク(原則として、厳重な管理下でのみ使用が許されるAIシステム)：
 - i) 国家規模の大規模監視AI、原子力発電所・航空感性を完全自動化するAIなどが該当する、
 - ii) 開発前に、第三者機関による安全性審査・倫理審査を義務化する、
 - iii) 年次報告書・外部監査を義務化する；
 - c. 高リスク(人間の生命・健康・権利に重大な影響を与える可能性があるが、リスク管理が可能な分野

であるAI) :

- i) 診断支援・手術支援ロボット、重要インフラの制御AIなどが該当をする、
- ii) 生成AIを使用して作成されたものに生成AIマークの設定を義務付ける、
- iii) 人間による最終判断を義務付ける；

d. 中リスク(社会への影響は限定的だが、誤情報・偏見・依存リスクが存在するが、軽めの規制で対応可能であるAI) :

- i) ChatGPT、画像・動画生成AIなどが該当する、
- ii) 生成AIを使用して作成されたものに生成AIマークの設定を義務付ける、
- iii) 出典を公開することを義務付ける；

e. 低リスク(社会や個人への影響がほとんどないAIで、かつガイドラインや自主規制で十分対応可能なAI) :

- i) 翻訳AI、音楽生成AI、ゲームのNPCなどが該当する、
- ii) プライバシーの保護を推奨する、；

4. 軍事用AIの使用によって国際的な被害が生まれてしまった場合の責任は、国家に帰属されると断言し；
5. 生成AIが誤作動を起こした際の責任は、第三者機関による事例検証などを通して、ケースによって責任の割合を柔軟に調整しつつ、共同で負うことに賛成し；
6. AIが国際的な被害を生み出してしまった際の議論のために、新機関を設立することを提案し：
 - a. AIに関する専門家、国際法学者、裁判官、安全保障専門家、倫理学者によって構成される、
 - b. 本DRに記載されている第三者委員会とは、この機関のことを指す、
 - c. AI誤作動・悪用の被害報告、責任分析、制裁に関する議論、裁判、倫理ガイドラインの作成と定期的な見直しを組織的に行う；
7. 主文6の新機関について、将来的に迅速な対応が可能となる窓口のような役割を果たすシステムを導入することを望む。